

仲裁法制の見直しにおける検討事項の例

第1 仲裁に関する事項

1 基本的な視点

我が国の仲裁法（平成15年法律第138号）は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法（以下「モデル法」という。）に準拠して平成15年に整備されたものである。その後、平成18年にモデル法が一部改正され、仲裁廷による暫定保全措置の定義（類型）、発令要件、承認・執行等に関する規律が設けられるに至ったが、我が国の仲裁法においては、これに対応する規律は整備されていない。

国際仲裁の活性化を進めるに当たっては、その基盤整備の一つとして、最新の国際水準に見合った法制度を備えることが重要であることから、モデル法の一部改正を踏まえ、仲裁法を見直すこととしては、どうか。

2 暫定保全措置に対する執行力の付与

モデル法は、仲裁判断と同様、暫定保全措置についても、裁判所の決定により強制執行を許すとの規律を設けた上、裁判所が執行を拒否することができる事由について規律を設けている。

仲裁法の制定時においては、検討すべき様々な課題があるとして、暫定保全措置に対する執行力の付与については見送られた経緯があるが、当事者の利便性や暫定保全措置の実効性の確保の観点から、モデル法に対応した規律を設けることが考えられるが、どうか。

3 暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件

仲裁法第24条第1項は、「仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。」と定めており、暫定保全措置の具体的内容や発令のための要件は仲裁廷の判断に委ねられている。

モデル法の一部改正を踏まえ、暫定保全措置に執行力を付与するのであれば、関係者の予測可能性を確保する観点から、仲裁廷が発令し得る暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件について、モデル法の規律に沿って

明文の規律を設けることが考えられるが、どうか。

4 予備保全命令

モデル法は、相手方当事者に通知することが暫定保全措置の目的を損なうおそれがある場合には、仲裁廷において、相手方当事者に通知することなく予備保全命令を発令することができるとの規律を設けている。

予備保全命令に関する規律を設けることについては、これが一方当事者のみの関与によって発令されるものであることから、両当事者の公平な取扱い、十分な反論の機会の付与という仲裁の基本原則に反するものであるとしてこれに批判的な考え方もあるが、どのように考えるか。

5 暫定保全措置の変更、停止、取消し

モデル法の一部改正を踏まえ、暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件に関する規律を設けるのであれば、その変更、停止、取消し（以下「変更等」という。）に関する規律についても整備をした方が制度としてバランスがよいと考えられ、また、暫定保全措置の変更等の可否やその要件等は明確となっていることが望ましい。

そこで、暫定保全措置の変更等について、モデル法の規律に沿って明文の規律を設けることが考えられるが、どうか。また、暫定保全措置の変更等に関する具体的な手続の在り方について、どのように考えるか。

6 事情変更の開示

モデル法の一部改正を踏まえ、仲裁廷において、職権により暫定保全措置の変更等を行うことができるとの規律を設けるのであれば、その判断の前提となる事情を把握するため、当事者に対し、事情の変更について開示を求める規律を設ける必要性が高いと考えられる。

そこで、事情変更の開示について、モデル法の規律に沿って明文の規律を設けることが考えられるが、どうか。

7 暫定保全措置に係る費用及び損害

暫定保全措置が発令された後に、当該措置が不当であったことが判明した場合において、当該措置によって損害を被った当事者が、仲裁手続において確実に損害の填補を受けられるようにすることが望ましい。

そこで、暫定保全措置に係る費用及び損害について、モデル法の規律に沿って明文の規律を設けることが考えられるが、どうか。

8 暫定保全措置の承認

モデル法は、暫定保全措置について、拘束力を有するものとして承認されなければならないとの規律を設けている。

暫定保全措置の承認に関する規律を設けることについては、執行力のほかに承認すべき効力があるのか疑問があることなどから、これに消極的な考え方もあるが、どのように考えるか。

第2 調停に関する事項

1 基本的な視点

近年、国際仲裁の複雑化、長期化を背景として、国際的な商事紛争の解決手段として国際調停手続が世界的に注目を集めており、国際仲裁と国際調停との相互利用が図られている。

こうした中、国際調停手続の一層の利用促進のためには、仲裁判断と同様、調停（以下、単に「調停」というときは、特に断りのない限り、裁判外で行われる調停を指す。以下同じ。）による和解合意にも執行力を付与する必要があるとして、平成30年12月20日、国際連合総会において、「調停による国際的な和解合意による国際連合条約（仮訳）」（以下「シンガポール条約」という。）が採択された。同条約は、商事紛争に関する調停により成立した当事者間の国際的な和解合意について、一定の要件を満たす場合に執行力を付与するなどの規律を設けるものであり、令和2年9月12日に発効した（同日現在の署名国は米国や中国など53か国であり、うち締約国はシンガポールなど6か国である。）。

他方、調停による和解合意に対する執行力の付与については、主として、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）の制定時及び見直し時に議論がされたが、検討すべき課題が多く、執行力の付与に消極的な意見も有力であったことから、最終的には、今後も検討を続けるべき将来の課題とされた。

国際調停の活性化は国際仲裁の活性化にも資するものと考えられるところ、国際調停の実効性を確保するため、調停による和解合意に対する執行力の付与について検討するのであれば、国内法制における議論の際に指摘された課題等、国内法制との整合性も含めて検討する必要があると考えられるが、どうか。

2 調停による和解合意に対する執行力の付与

調停による和解合意に執行力を付与することについては、調停の実効性を確保するという点でその利用促進に資するとしてこれに積極的な考え方

がある一方、濫用のおそれがあるとしてこれに消極的な考え方もあるが、どのように考えるか。

また、調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、仲裁判断と同様、裁判所の決定により強制執行を許すとの規律を設けた上、裁判所が執行を拒否することができる事由についても規律を設けることについて、どのように考えるか。

3 調停の定義

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その対象となる「調停」の定義について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独又は複数の第三者の仲介により和解による解決を試みる手続をいうとの考え方があるが、どのように考えるか。また、調停人の資格や手続への関与の在り方について、シンガポール条約は特に規定を設けていないが、どのように考えるか。

4 国際性

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その対象となる「和解合意」について、「国際的」な性質を有するものに限定するとの考え方があるが、どのように考えるか。

5 商事性

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その対象となる「紛争」の範囲について、「商事」に関する紛争のみを対象とし、消費者紛争、労働紛争及び家事紛争を対象から外すとする考え方があるが、どのように考えるか。

6 執行受諾文言

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な意思にかからしめ、執行力の有無について当事者に選択の機会を与えるべきとの観点から、和解合意に債務者が強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合に限り、執行力を付与すべきとの考え方があるが、どのように考えるか。

7 書面性

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合には、慎重性及び明確性の観点から、その和解合意が書面によってされたものであること

を要するとの考え方があるが、どのように考えるか。

第3 その他

1 仲裁手続に関して裁判所が行う手続の管轄の見直し

仲裁手続に関して裁判所が行う手続（仲裁人の選任，裁判所による証拠調べの実施，仲裁判断の取消し，仲裁判断の執行決定等）について，裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し，手続の一層の適正化，迅速化を可能とする観点から，東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるなどの見直しをすることとしては，どうか。

2 仲裁手続に関して裁判所が行う手続における外国語資料の訳文添付の省略

仲裁手続に関して裁判所が行う手続において，外国語で作成された書証に常に翻訳を要求することは，当事者にとって大きな負担となり得ることを踏まえ，外国語資料の訳文添付につき，一定の場合にその省略を認めることとしては，どうか。

3 その他

仲裁法制の見直しについて，国際仲裁の活性化の観点から，他に検討すべき事項はあるか。